

高砂市マイナンバーカード出張申請受付等
業務委託に係る公募型プロポーザル

実施要領

令和7年度

高砂市 市民部 市民窓口室 市民窓口課

この要領は、高砂市マイナンバーカード出張申請受付等業務委託の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 趣旨

高砂市（以下「本市」という。）において、開庁時間に市役所窓口への来庁が困難な市民や外出が困難な市民などに対して、マイナンバーカードの申請機会を創出し、普及促進を強化するため、市内施設や商業施設等でのマイナンバーカード出張申請受付を定期的に開設するとともに、個人宅での出張申請受付等を行う。また、出張申請受付に関するこどもや市民からの問合せに対応できるコールセンターを設置し、交付等業務の一部を受託者が行うものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 高砂市マイナンバーカード出張申請受付等業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 別に定める「高砂市マイナンバーカード出張申請受付等業務委託に係る公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
 - ア 出張申請
 - 実施期間 令和7年9月から令和8年3月31日まで
 - 実施時間 仕様書のとおり
 - イ コールセンター及び事務業務
 - 実施期間 令和7年8月から令和8年3月31日まで
 - 実施時間 毎週月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、コールセンター業務は、午後5時までとする。
- (4) 費用見積 見積書は、次に掲げる経費について作成し、消費税及び地方消費税を含むこと。
 - ア 出張申請の実施に係る経費
 - イ コールセンター及び事務業務に係る経費
- (5) 提案上限額
27,876千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本業務の公募型プロポーザル方式による受託者の選定に参加することができる者は、法人又は法人がグループを構成する団体で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (3) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税（法人税及び消費税をいう。）、地方消費税及び本市が賦課する税について滞納していない者であること。
- (6) 仕様書で定める業務について、充分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

4 選定方法

(1) 選定委員会の設置

受託者の選定のため、高砂市マイナンバーカード出張申請受付等業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 評価方法

選定委員会は、次の選定方法により選定する。

一次選考：参加申込書等の書類審査

二次選考：一次選考入選者に対する企画提案書及びプレゼンテーション動画による審査

5 公募・選定スケジュール

| 実施項目 | 日程 |
|-------------------------------|--------------------|
| 公募開始 | 令和7年5月7日（水） |
| 質問受付期限 | 令和7年5月14日（水）午後5時まで |
| 質問回答期限 | 令和7年5月20日（火） |
| 参加申込書提出期限 | 令和7年5月28日（水）午後5時まで |
| 一次選考（書類審査） | 令和7年5月29日（木） |
| 一次選考結果通知 | 令和7年6月3日（火） 予定 |
| 企画提案書提出期限 | 令和7年6月13日（金）午後5時まで |
| 参加辞退届提出期限 | 令和7年6月13日（金）午後5時まで |
| 二次選考（企画提案書及びプレゼンテーション動画による審査） | 令和7年7月2日（水） 予定 |
| 二次選考結果通知 | 令和7年7月上旬 予定 |
| 細目協議 | 令和7年7月上旬 予定 |
| 契約締結 | 令和7年7月中旬 予定 |

6 参加申込みの手続

本業務の受託者の選定に参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

なお、(2)に記載する提出書類の規格は、全てA4版とする。

(1) 申込書等の配布場所

高砂市ホームページ【ページID：12085】

<https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/shimimmadoguchika/12085.html>

(2) 提出書類

| 番号 | 提出書類 | 様式 | 提出部数 | 備考 |
|----|---------------|--------|------|----|
| 1 | 参加申込書 | 様式第1号 | 1部 | |
| 2 | 誓約書 | 様式第2号 | 1部 | |
| 3 | 登記事項証明書（写し可） | 別表のとおり | 1部 | ※1 |
| 4 | 国税の納税証明書（写し可） | 別表のとおり | 1部 | ※1 |
| 5 | 市税完納証明書 | 別表のとおり | 1部 | ※1 |
| 6 | 決算報告書（財務諸表） | 別表のとおり | 1部 | ※1 |
| 7 | 企業概要書 | 様式第3号 | 1部 | ※2 |
| 8 | 業務実績書 | 様式第4号 | 1部 | ※3 |
| 9 | 責任者等経歴書 | 様式第5号 | 1部 | |

※1 本市の入札参加者資格名簿に登録しているものは、番号3から6までに掲げる提出書類の提出を省略することができる。

※2 会社の概要が分かる資料（パンフレット等）を添付すること。

※3 同種類似事業を実施したことが分かる資料（チラシ等）を添付すること。

別表

| 番号 | 提出書類 | 仕様 |
|----|--------------------------|--|
| 3 | 登記事項証明書(写し可) | 令和7年5月7日以後に証明されたもの |
| 4 | 国税の納税証明書（その3の3） (写し可) | 令和7年5月7日以後に法人税並びに消費税及び地方消費税について証明されたもの |
| 5 | 市税完納証明書 | 証明書交付申請書(様式第6号)により高砂市市民部市民窓口室市民窓口課（以下「市民窓口課」という。）に申請し、その証明を受けた市税完納証明書を提出すること。課税記録がない場合は、市税完納証明交付申請書によってその証明を市民窓口課で受けて提出すること。 |
| 6 | 決算報告書（財務諸表） | 直近1年間のもの |

(3) 提出方法

次の方法のいずれかとし、令和7年5月28日（水）午後5時必着とする。

ア 電子メール tact2310@city.takasago.lg.jp

イ 郵送 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 市民窓口課宛

ウ 持参 市民窓口課⑬番窓口

7 質問及び回答

本実施要領及び仕様書等に関し質問がある場合は、次の方法により質問書（様式第7号）を提出すること。

(1) 提出方法 令和7年5月14日（水）午後5時までに、質問書を「tact2310@city.takasago.lg.jp」宛てに送信し、電話により到着確認をすること。

(2) 回答方法 令和7年5月20日（火）（予定）に高砂市ホームページに掲載して行う。
ただし、本業務の優先交渉権者の選定において、公平性を保てないと判断される質問には、回答しない。

8 一次選考の審査方法

提出された参加申込書等を基に参加資格について審査を実施する。

審査結果は、次のとおり行うものとする。

(1) 結果通知 令和7年6月3日（火）予定

(2) 通知方法 電子メールにより通知する。宛先は参加申込書に記載の電子メールアドレスとする。

9 企画提案書の提出

一次選考入選者は、二次選考を受けようとするときは、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

| 番号 | 提出書類 | 様式 | 提出部数 | 備考 |
|----|-------------|-------|--------------------|----|
| 10 | 企画提案書表紙 | 様式第8号 | 1部 | ※4 |
| 11 | 企画提案書本文 | 任意様式 | 正本1部、副本6部、電子ファイル1部 | ※4 |
| 12 | 見積書 | 様式第9号 | 正本1部、副本6部、電子ファイル1部 | ※5 |
| 13 | プレゼンテーション動画 | | 1部 | ※6 |

※4 企画提案書は、「企画提案書等作成要領」に従い作成すること。

※5 見積書は、内訳の積算根拠が分かる書類（任意様式）を添付すること。

※6 動画は、MP4形式等のWindowsOS搭載端末で再生できるファイルとすること。

また、動画の再生時間は、30分以内とすること。

- (2) 提出方法 原本（紙）を6(3)イ又はウの方法により提出するとともに、番号11及び12の書類を電子メールで「tact2310@city.takasago.lg.jp」宛てに送信すること（令和7年6月13日（金）午後5時必着）。

10 二次選考の審査方法

- (1) 審査は、提出された企画提案書、見積書及びプレゼンテーション動画の内容を総合的に評価し、評価点の最も高い提案者を優先交渉権第1位の事業者として選定し、契約締結に向けた手続を行うものとする。
- (2) (1)の提案者と契約締結に至らなかった場合は、次点者を新たな交渉権者として手続を行うものとする。
- (3) 審査は、本市職員で構成する選定委員会が実施する。
- (4) 提案者が1者のみの場合も評価は実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められるときは、当該提案者を交渉権者として手続を行うものとする。
- (5) 審査結果は、二次選考に参加した提案者宛て文書で個別に通知するとともに、高砂市ホームページで公表する。
なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求及び異議申立ては、受け付けないものとする。

11 プロポーザル参加の辞退

- (1) 本業務の公募型プロポーザルに参加申込みをした後、このプロポーザルから辞退しようとする場合は、辞退届（様式第10号）を提出すること（令和7年6月13日（金）午後5時必着）。
- (2) 本業務の公募型プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後、不利益な取扱いを受けるものではない。

12 プロポーザルの中止

- (1) 本市は、参加を希望する者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、本業務の公募型プロポーザルを公正に実施することができないと認められるときは、このプロポーザルの実施を延期し、又は取り止めがある。
- (2) 本市は、本業務の公募型プロポーザルの実施前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、このプロポーザルの実施を延期し、又は取り止めができる。この場合における損害は、参加予定者の負担とする。

13 その他留意点

- (1) 提出書類の作成に係る費用は、参加を希望する者の負担とし、提出された書類は返却

しないものとする。

- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書は、無効とする。
- (3) 提出期限後の問合せ及び提出後の資料の追加又は修正は、認めないものとする。
- (4) 本業務の公募型プロポーザルの実施に関する情報（参加を希望する者から提出された書類を含む。）は、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）に基づき、開示する場合がある。
- (5) 参加を希望する者は、提案に当たって、本業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

14 提出先及び問合せ先

〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市市民部市民窓口室市民窓口課 担当：中野

電話：079-441-7180

FAX：079-443-5652

電子メール：tact2310@city.takasago.lg.jp